

かかりつけ歯科医機能 強化型歯科診療所



に認定されました

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所とは？

平成28年4月より新設された制度で、決められた基準を満たすことで厚生労働省から認可を受けることができる、地域完結型医療推進を行う歯科医療機関のことです。一人ひとりの患者さんへ、生涯にわたり安心・安全な治療を提供することはもちろん、定期的なお口の検診や予防を図ることで患者さんの健康に寄与することができると認められた歯科医院です。この認定を受けることは**全国の歯科医院の中でも数%**の厳しい認定になります。

かかりつけ歯科医機能強化型診療所になるには？

医療安全対策
(緊急対応・感染予防)

地域医療
連携体制
(病院・介護施設)

滅菌体制
(滅菌設備・患者毎の交換)

訪問診療
(口腔機能向上)

これらの条件を満たし認定されることは
高いハードルであり、認定を受けるのは
全国でも数少ない。

かかりつけ歯科医機能強化型診療所に認定されて変わること

- エナメル質初期う蝕（出来始めの虫歯）の予防
- 訪問（在宅・施設）診療
- 歯周病の継続的な予防および歯周病安定期治療
ができる診療所になりました。

※当認定により、これまでよりも診療負担額が高くなる場合がございます。ご了承ください。